

令和7年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年7月30日（水）
高松サンポート合同庁舎
北館7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池、高塚、平野
労働者代表委員 川染、立石、土田、中村、三屋
使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議題 (1) 香川県最低賃金改正に対する意見について
(2) その他

○賃金室長

定刻を少し過ぎておりますけれども、ただ今から令和7年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また暑い中香川地方最低賃金審議会にご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、元木委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として3名の方が傍聴されております。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、いずれも意見書で、

資料No.1は、日本労働組合総連合会香川県連合会

資料No.2は、香川県労働組合総連合

資料No.3は、香川県労働組合総連合女性部

資料No.4は、香川県経営者協会

資料No.5は、香川県タクシー協同組合

からとなります。

また、本日、別途配付資料として、

1 令和6年賃金構造基本統計調査（短時間労働者・香川県・1時間当たり所定内給与額等）

2 令和2～6年賃金構造基本統計調査（短時間労働者・香川県・1時間当たり所定内給与額等）等

を机上に置かせていただいておりますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

そうしましたら、本日の議題ですが、お手元の会議次第のとおりであります。早速ではありますが、議題（1）の「香川県最低賃金改正に対する意見について」に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

○賃金室長

関係労使の意見聴取につきましては、7月15日に開催されました、第1回本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。」と規定されております。従来、関係労使から提出された意見書を審議会の資料として配付させていただいております。

第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から日本労働組合総連合会香川県連合会会长、香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部副部長、使用者側から香川県経営者協会会长、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料No.1から5でございます。No.1から3は労働者側から、4、5は使用者側からのものでございます。よろしくお願ひいたします。

○籠池会長

本日は意見書を提出されている団体の担当の方が委員及び傍聴人として出席されていらっしゃいます。それぞれのご担当の方からご説明と補足をいただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○籠池会長

そうしましたら、この意見書につきまして、慣例によりまして労、それから使の順に、それぞれ時間は、1関係団体について10分以内とさせていただきますので、時間厳守でよろしくお願ひいたします。

まず、資料No.1についてのご説明を、日本労働組合総連合会香川県連合会からお願ひいたします。

○立石委員

はい。連合香川福家会長が本来ですとこの場で意見を述べるところでございますが、私、立石が代わりまして、審議に当たりまして労働者を代表して意見を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まずは、ローマ数字Ⅰとありますが、基本的な考え方につきまして、これまでとあまり変わっておりませんが、述べさせていただきます。日本経済の自律的な成長に向けては「人への投資」、これがやっぱり不可欠であること。これはその重要な要素たる最低賃金の引上げ、これは必要だということでございまして、その下の「○」に書いてますが、この春季生活闘争、こういったところに含めましても、我々通ってきたところ、また昨年度通ってきた誰もが時給1,000円というところを到達目標、これに向けて今年は全県でやるんだというところで動いているということ。一般労働者の賃金の中央値の6割水準を目指すということは昨年から始めておりますが、後ほど表もありますのでご説明はさせていただきたいと思っております。一番下の「○」ですけれども、地域別最低賃金の地域ごとの賃金格差、これ額差なんですけども、これが積み重なっていて、隣県とか都市部への働き手の流出、やっぱりこれが一因になっていること。この地域間の額差、この縮小を私どもとしては目指していきたいというふうに考えております。

ローマ数字のⅡ「2025年度の最低賃金の審議会における主張のポイント」でありまして、7ポイントぐらい書いておるんですけども。

まず1つ目ですが、「みんなで作ろう！賃上げが当たり前の社会」ということで、未だ物価上昇が依然として高い水準で推移しておりますが、この春季生活闘争の中では、もう最終集計が出ておりまして、この7月1日の賃上げ結果が出ております。表付けはしておりますが、平均賃金方式16,356円と率で5.25%というこれまでない高い数字であります。有期・短時間ということで、パート労働者とかアルバイトの方々ということで、時給あたり66.98円、率で5.81%ということでありますし、非常に高い水準が出ております。またこういった賃上げ・経済そして物価の安定、こういったところ、巡航軌道を描くんだ。これは新たな社会の規範ということで、我々としてもノルムというふうに表現しておりますが、浸透しつつあるということでありまして、その下の「○」にありますけれども、経済・社会情勢、これも未だに不透明であります。働く人の生活を守る、消費を支えるということを観点で取り組んでまいりたいと思ってます。

「2.」の「大幅な水準引き上げをめざす」ということあります。「○」の3つ目にあるんですけども、外部労働市場における募集賃金ですね。やはりこういったところの実態が高卒初任給など、均衡も考慮した上で、連合ではリビングウェイジということで、生計費ですね、いったいどれぐらいで1月当たり生活できるだろうということで資料を作つてお付けしておりますが、そういったとこ、

また相対的貧困ラインの水準という先ほど申しましたグラフを付けておりますが、こういったところを重視して、金額審議に臨んでいきたいと考えております。

また、今回政府は「賃金向上推進5か年計画」とか施策パッケージ案、また「中央最低賃金審議会の目安を超えての賃金引上げをした場合の支援」、こういったことをするということなので、そういったとこにおける大幅な数字の引上げを目指していきたいというふうに考えています。

「3.」のところ、「地域間格差の是正を目指す」というところがありますけれども、地域間格差ですけども、香川県などは地方部から都市部への労働力を流出させ、中小とか零細企業こういったところの事業の存続、そして発展に厳しさが拍車をかける一因となっているのではないかということ。そして、昨年の地方審議会ではB Cランクが大幅に目安額から上げてきたということですが、いかんせん、香川はBランクの下位でありながらも、そのCランクからの追い上げ、また同ランクにいた徳島との額差、非常に大きかったように思います。特に徳島からは、今現在10円以上の地賃の差額をつけられたということもありますので、是非ともこのあたりに追いつき、追い越せればいいんですけど、目指していきたいというふうに考えています。

「4.」のところ、「物価を上回る最低賃金を引上げ（生計費）」ですけれども、先ほど申し述べさせていただきましたリビングウェイジというところがありまして、これを全県下どこ行っても、下回っているということあります。絶対額として最低賃金が生計費を賄うものになっていないということでありまして、世間にリビングウェイジが使われているかというのはそうではないんですけども、我々が働く立場から計算したものでありますので、後でご覧いただければと思います。

その次の「○」にいきますが、その中でも、頻繁に購入する品目の消費者物価指数は近年6%前後で推移しているということでございます。また、同数値に含まれていませんが、お米、そしてカレーライス物価指数ということを書いておりますが、それを含めた2024年度の平均は133.6%、お米が入ると急に上がってくるということになっております。現在、2025年7月の食料品の値上げは2,105品目、これは前年同月の5倍に達する見込みであるということで、物価の上昇が続いて、家計の負担増加への影響は今後も大きくなる見通しであります。実質賃金の上昇のためにはそれらを1%上回るところの賃上げがないと、実質賃金としての上がり幅が出てこないことになるんではないかと考えています。

そして最後の「○」ですけども、最低賃金近傍で働く労働者の生活ですけれども、ここも毎年苦しくなってる。最後の2行目ですけど、またというとこ「いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めている。特にやはり世帯年収の低い層ほどその傾向は顕著である。」というふうに思っていますので、

こういったところをやはり上げていくということは基本だろうなというふうに思ってます。

「5.」の「労働市場の改善傾向を踏まえた審議」ということであります、やはり人材獲得のため、多くの企業が初任給を引上げてきているというところであります。その次の行に書いてます集計結果の金額です。すいませんけど、ここ私ちょっと誤った金額書いてます。16,356 じゃなくて 12,193 円というふうに修正をお願いします。率も 6.50% です。ちょっと前のページの数字と、ちょっとこんがらがってしまって誤記入があったということで、大変申し訳ございません。額でいきますと 197,759 円というふうな初任給が今年改定されたということでございますので、それを含めて、やはり最低賃金を大幅に上げていかなくてはならないというふうに考えております。

「6.」になりますけれども、「中小・零細事業者が賃上げできる環境づくり」、やはりこういった基盤強化をお願いしていきたいというふうに思っております。昨年の最低賃金の改定以降、企業の経常利益、これ堅調に推移していると思います。この後、どういうふうな論議になるのかわかりませんけれども、やっぱり社内の内部留保、こういったところもまだまだ出し切れてない、分配できていないというところも多々あろうかと思っておりますので、そういったところを見ながらやっていきたいなというふうに思っていますし、企業の利益剰余金、内部留保は過去最高水準にあるということあります。最低賃金審議における 1 つの要素でありますが、通常の事業の賃金支払能力については、これは今現在、問題ないというふうには考えております。また、一方では中小企業における労働分配率は 80% 前後という高い水準であるということがあります、これまで横ばいでありますし、最低賃金引上げとの相関につきましては観察できない、支払能力との関連性は限定的なというふうに考えております。また、他方というふうに書いておりますが、中小・零細事業所における賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払い能力の改善、また底上げが重要であるということ、このことから政府にもお願いしていかなければならぬのですけれども、賃金向上推進 5 年計画、政策パッケージの案において「省力化投資促進プラン」、そういったところで、助成金をお願いしていくことがあります。

そして、その次の「○」になりますけれども、労務費の適正な転嫁のためということで、本年 10 月の発効以降、一層の価格転嫁が実施されるよう関係各省庁には指針の実効性をさらに高めるさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及、そして促進などを早急かつ徹底的に進めが必要だと考えております。

「7.」になりますけれども、最後になりますが、令和 7 年度香川地方最低賃金審議会の改正審議において、香川の最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点ならび賃上げ・消費者物価上昇率などを考慮

した香川地方最低賃金の引上げが必要であります。私たちは審議会において労使が議論を尽くした上で最低賃金水準の改善が前進することを心から期待申し上げ、令和7年度香川地方最低賃金の改正に対する意見といたします。以上でございます。

また、後ろのほうに資料を付けさせていただいておりますが、先ほど申し述べさせていただきましたグラフの一番最後の「4.」の連合が作った資料でございますけれども、グラフがありまして、グラフの下のほうに1,055とあるので、現在の地賃の平均値1,055円がそのポツであり、政府が目指すところが×で真ん中のところになります。政府の目標1,500円がそのライン、我々が目指しているのは、赤色の破線で示しました世界が目指す中央値に連合も追いつくために、賃金の中央値を目指していくということでありまして、その数値の取り所は賃金構造基本統計調査の数値を用いたものでありまして、世界水準には追いついていきたいというふうに考えております。今後ともこれを用いた金額を要求していきたいとも考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。

続きまして、資料No.2及び3についてのご説明を、香川県労働組合総連合からお願ひいたします。

○香川県労働組合総連合藤澤事務局長

すみません。2件ありますので、まずは女性部から発言させてもらいます。

○香川県労働組合総連合女性部中川副部長

失礼します。香川県労連女性部の中川です。香川地方最低賃金審議会の委員の皆様には、意見陳述の機会をいただきありがとうございます。香川県労連女性部の意見を陳述させていただきます。

最低賃金改定額の検討にあたって、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第9条に基づき、人たるに値する生活を保障できる水準を検討すべきです。香川県の最低賃金は970円で、1か月、1日8時間、20日働くと月額155,200円です。3月にJR高松駅前で「香川県の最低賃金970円、月額155,200円で満足な生活ができますか。」というアンケート調査を行い、101名から回答を得ました。

「千円ないの、厳しい、生活できない。」と驚く方もいて、「満足いく生活ができない。」が99%を占めました。憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、労働基準法1条「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」を実現するためには、最

低賃金の 1,500 円以上への引上げが必要です。

次に女性の貧困、子供の貧困をなくすためにも、最低賃金を大幅に引上げてください。日本の男女間格差はほとんど改善しておらず、2024 年のジェンダーギャップ指数は 118 位でした。教育・健康に比べ経済・政治の分野の格差が、日本のジェンダーギャップ指数を大きく引き下げる要因です。日本では正規と非正規の間に非常に大きな賃金格差があるため、女性が非正規に偏っていることが男女賃金格差の大きな要因となっています。全雇用形態での民間の男女賃金格差は、女性の収入が男性の 56% しかない状況です。2024 年 3 月 18 日、参院予算委員会で女性の低年金問題も取り上げられました。65 歳以上の単身女性の貧困率が 44% に上る要因とされたのが、「働く女性の 53% が低賃金・不安定な非正規雇用」、「地方の非正規公務員 112 万人の 7 割が女性」など現役時代の賃金格差でした。女性の貧困は扶養する子供にも及んでいます。日本の子供の貧困率は OECD 38 か国の中でもアメリカ、韓国より下位になっています。そのため、母子世帯の貧困は深刻です。女性の半数以上が非正規雇用であり、ダブルワーク、トリプルワークで働きづめに働いても、生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけません。

現在の最低賃金は家計補助的な賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない賃金は、憲法 25 条違反と言わざるを得ません。子供の貧困をなくすためにも、母子家庭の母親の所得水準を上げることは喫緊の課題です。厚生労働省・経済産業省は、「最低賃金については、令和 5 年度は全国加重平均で 43 円引上げの 1,004 円となった。引き続き事業再構築・生産性向上に取り組む企業へのきめ細やかな支援や、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知などの価格転嫁の促進に取り組みつつ、2030 年半ばにまでに全国加重平均が 1,500 円となることをを目指すとした目標について、より早く達成できるよう、引上げに取り組んでいる。」と述べており、目標達成のためにも早急に最低賃金の大額な引上げが必要です。

最後に、2024 年の地域別最低賃金の改定により、最低額秋田県の 951 円と最高額東京都の 1,163 円の差は 212 円になりました。月 150 時間労働の場合、年収では約 38 万円の差になります。香川県の場合は 35 万円の差です。地域最低賃金と人口の社会的増減を比較すると、最低賃金の高い県は人口が増加し、低い県は減少しています。そのため、地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊して衰退の一途をたどっています。経済の健全な立て直しのために地域間格差の是正が必要であり、最低賃金の引上げは県民の生活を底上げして購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の経営を改善し、地域経済の活性化が期待できます。全国一律の最低賃金制度を確立することが求められています。徳島県の例に倣って前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○香川県労働組合総連合藤澤事務局長

引き続き、香川県労連の意見書について、ご説明させていただきます。香川県労連の事務局長の藤澤と申します。香川県労連として、意見書を陳述させていただいてありがとうございます。

意見書にも書いておりますとおり、1-1のところについては、昨年の香川地方最低賃金の改定額970円は、香川地方の改定額としては過去最高でしたが、目安額を超える改定を答申したのは半分以上の26県あります。そのうち18県は香川より高い引上げ額で答申をしました。

目安額より高く引上げた県は、「近隣地域との格差」を意識したり、「最下位になりたくない」との考えが強く働いたものですが、最低賃金が低い地域は、高い地域へ労働者の県外流出が続く状況から、労働者の県外流出を防ぎたい、最低でも物価高騰に対応した最低賃金の改定が必要だと判断した結果ではないでしょうか。

他地域の改定状況と香川県の昨年の改定額970円を表したのが資料22ページの表1です。香川県は、四国では徳島県が1番となってしまい、愛媛県との差は14円、高知県との差は18円に縮まり、最下位の秋田県とでも19円まで縮まりました。

引上げ率で見れば、5.7%と全国的に高いように見えますが、香川県より低額地域の引上げ率は6%以上です。収入が低いほど食費に消費するエンゲル係数が高くなっていますが、消費者物価指数の食費指数は2022年から2024年の間に13.3%も上昇し続けています。物価上昇を考慮すれば、最も引上げ率が高かった徳島県の9.4%は妥当と言えます。私たちは昨年の意見書でもこうした状況を陳述しましたが、昨年の引上げ額に消費者物価指数の食費指数が反映されなかったことについて、非常に残念に思っています。

1-2について、石破政権による最低賃金の引上げ目標に対する意見は、配付資料の23ページに示しています。石破政権は、「2020年代に全国平均1,500円にする」という目標を立てましたが、従来より高い目標ではありますが、全国一律制ではない日本において、全国平均が1,500円に到達しても、香川県の最低賃金が1,500円になるのはいつになるのでしょうか。

また、中小企業の支援策も関係省庁の支援強化を言うだけで、賃上げを直接支援する施策はなく、いくつかの県や自治体が行う中小企業支援策のほうが有用なものとなっております。

また、1-3に注目すべき昨年の全国最高の引上げ額を示した徳島県の状況を示しています。徳島県知事は今年も徳島労働局と最賃審議会に要請を行いましたが、その状況を資料の23ページの1-3に記載しています。徳島県知事は要請後の記者会見で「徳島の募集下限額は1,126円であり、野心的な額として求めたい。」

と発言したようです。私たちは労働局や県組織ではないので、香川県の募集下限額は分かりませんが、ネット求人情報と徳島県知事の要請額 1,126 円を比較して試算した倍率を表の 3 と 4 に示しています。この倍率を用いて、同様な香川県内求人サイトの募集下限額と平均額に対する香川県の要請額を試算したとすると、平均額で 1,091 円、下限額で 1,117 円となって、大体 1,100 円前後になりました。現在の香川県の最賃額より 130 円前後引上げが必要ですが、労働者の県外流出の歯止めにもなり、石破政権の目標よりはマシと言えます。

また、配付資料の 24 ページに 1-4 として「働けば人間らしく暮らせる」ようにするためには、これまでの延長線上ではない香川地方最低賃金にすることを求めていました。既に先進国では日本円に換算して 2,000 円台の国が増えています。さらに、お隣の韓国では 2025 年 1 月現在の最賃額は時給で 10,030 ウォン、日本円に換算して 1,073 円になりますが、2026 年来年の 1 月には時給 10,320 ウォンになり、1,104 円になることが 7 月 11 日の韓国ニュースで伝えられました。韓国の最低賃金決定方式は、日本とは多くの点で異なりますが、韓国のはうが日本より民主的に運営されていることが明らかとなっています。ニッセイ基礎研究所上席研究員の金明中さんが執筆した労働調査協議会の月刊誌「労働調査」2025 年 3 月号に詳しく記載されています。資料がありますので、よろしかったらまたお渡しすることもできます。

さらに、韓国の最低賃金は、2023 年でフルタイム労働者賃金の中央値が 60.9% の額に達しているそうです。O E C D 諸国平均の 55.9% を超えており、日本の現状が 46% とは大きな差と言えます。日本の最低賃金決定方式の改善が望まれますが、昨年の香川県最賃額 970 円を O E C D 平均の 55.9% まで引上げるだけでも 1,179 円にできることも、また注目していただきたいと思っています。

後ろの 24 ページの 2 には「全国一律制度実現と地域間格差の解消に向けた意見」を述べてますが、ここは少し飛ばさせてもらいます。

資料 25 ページには、「中小企業支援策」について記載させてもらっています。石破政権の目標で示された中小企業支援策では、最低賃金を引上げる支援にはならないのではないかでしょうか。中小企業が求めている「社会保険料の減免」や、いくつかの自治体が実施している「賃金引上げ分の直接補助」を求めるべきではありませんか。改定額の引上げに際しては、中小企業に対する抜本的な直接支援を求める意見を付け加えることもお考えください。また、香川県内の自治体にも独自の中小企業支援策の実施を要請していただければありがたいと思います。

最後に資料の 26 から 27 ページに示した 4 では、「香川地方最低賃金審議会の全面公開」を求めていました。最低でも公開に関わる地域間格差を解消し、国民や県民が関心を寄せるような運営にされることを求めております。資料の 29 から 37 ページに、昨年の「香川県と徳島県の最低賃金専門部会の議事録・議事要旨」

を掲載していますが、香川県と徳島県の最低賃金専門部会の議事録・議事要旨を比較しただけでも、公開状況の内容に差があります。徳島の議事録や議事要旨には各委員の名前は消しておりますが、具体的な意見も記載されています。ところが、香川の議事録・議事要旨には具体的な意見は見当たらず、改定額案の根拠となる資料すら分からぬというような状況も窺えます。これではあまりにも香川地方最低賃金審議会と専門部会の議論内容が分からぬ状況が窺えます。

また、香川労働局のホームページへの公開スピードも徳島県と比べて大変遅くなっています。是非とも香川労働局のホームページへの情報公開スピードも徳島労働局と変わらないように改善していただきたいと思います。

香川県労連としては、香川地方最低賃金審議会各委員に「原則公開」の原点に立ち返っていただき、審議の透明性を確保し、広範な国民から関心が寄せられる審議会運営に改善していただくよう、強く求めるものです。以上となります。

○籠池会長

ありがとうございました。そうしましたら、資料4、5についてのご説明を香川県経営者協会からお願ひいたします。

○白石委員

香川県経営者協会の白石でございます。私から資料の4につきましてご説明させていただきます。資料5につきましては、香川県タクシー協同組合から出ております。代読ということでお願いしたいと思います。

令和7年度も使用者側委員は昨年と同様のメンバーで審議させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、「現下の景気状況」から入ります。全国の大統計ですけども、内閣府が6月に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によりますと「景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。」と、また、先行きにつきましては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が、緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」というふうに記載しております。

いわゆるトランプ関税の交渉ですけども、一応の決着を見ましたけども、これまで以上に高い関税が輸出品については掛けられます。輸入国が払うものですから、我々にはあまり関係ないというふうに見られがちですが、結局は価格競争力が低下するということで、企業は販売価格の引下げに取り組むと思われます。これにより、様々な下請け業者は値下げのプレッシャーにさらされると見ております。

(2) 県内企業の景気状況ですが、日本銀行高松支店の企業短観、それから四

国財務局の法人企業景気予測調査結果、それから四国新聞社の景気動向アンケートを記載しております。この資料は本審の資料にも入っていると思いますので割愛いたしますけど、いずれも米国の通商政策により景気が下降するリスクがあり、後退するとの印象も増えています。

企業の売上げは拡大すると見込まれますが、経常利益は減少する見込み。コストの上昇が続く一方で価格転嫁が進んでいないということを報告いたします。

企業物価指数の推移ですけども、昨年、お示しさせていただきましたけども、企業間で取引される商品、サービスの価格を指数化した国内の企業物価指数を見ると、2020 年平均を 100 としますと 2023 年 4 月で 120、その後は横ばいを続けておりましたけれども、2024 年再び上昇して今年の 5 月時点で 126.2 になっております。

3 番目が価格転嫁の状況でございます。企業物価が上昇し続ける状況では、適宜適切な価格転嫁が行われることが求められますけれども、現状におきましては、各種調査結果が示すとおりで、特に人件費・労務費の価格転嫁が行われる環境整備がまだまだ不十分であると認識しております。

全国大の調査として、日本商工会議所、中小企業庁、帝国データバンクの調査結果を掲載しています。総括して言いますと、価格転嫁の取組みが広がりつつありますが、実際の価格転嫁率はさほど増加しておりません。その分利益が減少しているということです。そして、原材料費の価格転嫁は認められる方向にあるが、人件費・労務費の価格転嫁はそれよりも劣後しています。その理由につきましては専門部会でおいおいお話をさせていただく機会があるかと思います。発注側との価格交渉も進まず、たとえ価格交渉ができても発注数量が減らされるという事例もあります。特に B to B の企業間取引では徐々に価格交渉が進んでおりますが、一般消費者と直接に向き合っている小売、飲食、宿泊、その他サービス業の皆さんには「単価を大きく上げると、来客数の減少が顕著になる。客観的に見てこれ以上の値上げが困難である。」などの声があります。

4 番目、倒産の状況です。これ連合さんの資料にもありましたけれども帝国データバンクの発表で 2025 年上半期の全国大の倒産件数 5,003 件、3 年連続で前年を上回りました。上半期としては 2013 年の 5,310 件以来、12 年ぶりの 5,000 件を超える高水準であります。地域別では 9 地域中 6 地域が前年を上回っております。最も増加率が高かったのは四国であります、前年同期 88 件から 105 件、19.3% 増。上半期としては、2011 年の 111 件以来の 100 件台となっております。徳島や香川の増加が目立っています。倒産理由としては、販売不振が 4,117 件で最も多いということなんですけども、その原因はいわゆる業界の不振、それから物価や人件費の高騰に対応できない、価格転嫁できないことが指摘されています。

最後、結びになりますが、日本が持続可能で活力ある経済社会を維持し、発展

を続けるためにも、成長と分配の好循環の実現に向けて取り組み、特に喫緊では物価高に対応して賃金引上げを行うことは望ましいと考えます。既に近年の春季労使交渉においても、余力のある企業は「可処分所得の改善」や「戦略的な人材確保」の観点から、初任給を始め賃金水準を引上げています。しかしながら、稼ぐ力なくして人件費を増やすことはできません。国内外のさまざまな影響を受けて、エネルギー価格や原材料高騰、それから人手不足等に苦慮しながらも経営を行っている中小・零細企業の状況を見る限り、こうした余力が少なく、コスト上昇に伴う売上げの減少により、賃上げ原資が確保できない状況にあります。特にピラミッド型の階層構造をなすサプライチェーンにおいて上位の親会社や元請けから業務を請け負う川下の企業、一般消費者と直接に商売をしている労働集約的で人件費比率の高い中小・零細企業の経営は厳しく、企業の将来性や雇用確保・雇用維持にマイナスの影響が生じています。

最低賃金は企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく強制力を持って、一律に適用されるものであります。今後、審議する最低賃金の改定につきましては、自社の存続と雇用の維持を最優先として、懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、こうした経営者も納得していただける合理的な結論を導き出せる議論となることを強く求めます。そのためにも最低賃金法が定める労働者の生計費から類似の賃金、そして事業主の賃金支払い能力に関する細密で客観的なデータが必要です。例えば、今年度の「目安額」は、現在、中央で審議中ですけども、日本経済の実態のほか、法が定める三原則などのデータが揃うよりも先に、政府の目標は、全国加重平均で時給額1,500円であると公表されています。何か引上げていくに当たっては、目標が必要であることは理解しますけども、その数字の根拠、達成時期については明確な説明を受けておりません。その達成時期についても、「2030年代半ば」から「2030年代半ばを前倒し」さらには「2020年代までに」と早まっています。こうした政府の方針は、公労使の意向を踏まえたものかどうか伺いしませんし、企業経営者としては、経営の予見性が失われ戸惑うばかりです。

こうした状況から、既に最低賃金の審議は形骸化してしまっているという意見も出ております。今年度の「目安額」の審議は継続しております。どういった水準でどういったポイントが重視されて、労使が納得した上で決定するのか否か、分かっておりません。繰り返しになりますが、最低賃金は企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、強制力をもって一律に適用されるものです。我々といいたしましても、影響を大きく受ける企業の経営者も納得できる金額で、公労使の3者が合意できるよう、地域別のデータの適切な分析と、適正なプロセスを経た議論を進めたいと考えます。

続きまして香川県タクシー協同組合からの意見を代読いたします。タクシー事

業では令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。地方創生の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。特に法人事業の事業者のほとんどが中小零細企業です。中小零細企業が賃上げの原資を確保するために、労務費の増加分について価格転嫁に取り組むことが重要となります。タクシー事業の主な収入は運賃ですけども、国による認可制であります。自助努力のみによって価格転嫁を行うことが非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、それから燃料費の高騰、円安による物価高などの影響が極めて甚大であります。今後も厳しい経営が続きます。物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可賃金である中小零細のタクシー事業者にとっては経営環境に与える影響が大き過ぎます。タクシー事業者は限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から最大限の努力を尽くして賃金の支払いを行っているところです。

最低賃金審議会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」っていう基本原則に基づいて、慎重の上にも慎重なるご審議賜りますよう要望いたします。

ということでございます。私から以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。ただ今の労使各側のご説明につきまして、何かご質問等がありましたら承りますが、いかがでしょうか。

どうぞ、白石委員。

○白石委員

繰り返しのところがございますけれども、使用者側からの質問と言いますか、ちょっとご意見を述べさせていただく場をいただけたらと思います。

使用者側といたしましては、「労働者の生計費」、「類似の労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」の三原則に基づく、確からしいデータを用いて、今年度の妥当な金額を提示していきます。引上げたくないという意識ではなくて、引上げられない企業があるから慎重に検討して、金額を設定して、納得性を高めたいという思いであります。

今回の審議にあたりまして、前回の本審とか今回も様々な団体から意見書が出

されて、資料にして添付されております。

最低賃金の審議に向けて、様々なご主張が展開されておりまして、理解することではありますけれども、例えば「隣県では最低賃金を大幅に引上げても、経済情勢や雇用、経営状況にあまり大きな変化が見られず、最低賃金の引上げによる弊害は見られない。」という主張がありました。それで「香川県も同様の取り組みが必要。」というご主張でした。その隣県は、昨年、最低賃金を引上げるに際し、県独自の予算で正社員1人当たり5万円、非正規社員1人当たり3万円、合わせて50万円を上限に一時金を支給して、その他助成金の新設、その手続きを代行する社会保険労務士に報酬を増額するといった措置をとっております。総額10億円規模と報道されています。「これらがあるから隣県の経営状態は救われたという側面はないのか。」という点を確認させていただきたいと思います。

また、香川県の最低賃金は、全国で31番目になりました。平成14年以降、初めて、徳島県の最低賃金は香川を上回るという結果になりました。最低賃金の金額を都道府県順に並べて順位をつけることにどういった意味があるのか、私のところではちょっと分かりません。

例えば、徳島県の県民所得、中央最賃の資料を見ましたけども、ちょっとデータが古い2021年度ですけども、徳島県の県民所得が全国で9位です。香川県は31位でした。県民所得にはボーナスも含まれますし、労務構成の差も大きく影響しますので一概に比較はできないとは思うんですけども、県民所得はその地域の企業の規模や利益率の高さなど、自力が反映されていると思っております。その前提で香川県の最低賃金が徳島より低い、なんとなく理解できるところはあります。その順位で満足なのかは別です。客観的なデータを見て理解できるということで、私がこの31位で良いということを言っているのではありません。

過度に県別の順位を比較するのはどうかなと思っているところでございます。

それから、最低賃金、近年その順位が大きく取り上げられておりまして、そこで人口が都市圏に移動するという論調がございますけれども、最低賃金が低いからだけの理由なんでしょうか。首都圏に移動された方に、あるいは首都圏に進学した大学生が帰って来なかつたという場合も多ございますけど、なぜ故郷香川を選ばなかつたのか、など確認された結果なのか、そういう点もちょっとお話を聞きたいと思います。

最後、最低賃金を引上げても、倒産が増えていないとの主張もあります。最近は企業倒産が増えています。理由が、ほとんどが販売不振と回答しておりますが、私どもが各事業者に聞いて回ったところ、商品やサービスが売れなかつたということですが、その主因は物やサービスの購入価格の上昇、社会保険料を含む人件費の上昇を価格転嫁できなかつたこと。また、特に最終消費者が一般人となっている業者、飲食、小売、サービスなど特に「生活物資など1円でも安く」という意

識に対応できず、販売価格を上げたところ、客離れが起き、販売数量が減少した。そのため、賃金も上げることができず、上げた部分を吸収するために営業時間を短くするなどの対応をとったところ、さらに売り上げが減少した。」という声も聞いております。こういった声もあるということを最後にお話しさせていただきたいと思います。私からは以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。今のご趣旨はご質問というより、ご意見ということで承ってよろしいですか。

○白石委員

主張とか反論とかではなくて、我々の思いをお話しさせていただいたということでございます。

○籠池会長

ありがとうございます。ご意見ということですね。

そうしましたら、いかがでしょうか。他にご意見ご質問等がないようでしたら、この（1）の議題は以上とさせていただきますが、よろしいですかね。

局長どうぞ。

○労働局長

ただいま委員からのご意見に関してデータを補足してご紹介ができればと思います。

まず第一点、徳島県の引上げ額に対するいわゆる自治体の支援です。ご指摘のとおり、正社員1人当たり5万円とか、そういう内容のメニューでの支援がございました。他県のことでもあって、どれぐらいこれが、出たのかとか、どれぐらいの企業がこの支援を受けたのかっていうのは、バックデータを現時点では持たないんですけども、全国的なことを言いますと、この徳島県のように自治体が独自の賃上げの支援を行っているところがたくさんあります、厚生労働省のリーフレットでは、むしろ、自治体の支援がないのは香川県を含め5県のみとなっております。それがある県とない県でどれぐらい引上げ額が違うのかとか、あるいは引上げた影響がちょっと緩和されたのかとか、バックデータは持ち合わせてないですが、自治体の支援に関する数字としてはそういう形になっているとお伝えしておきます。

それから、最低賃金額を都道府県別に並べてどういう影響があるのかっていうお話ですが、皆さんご承知のとおり、順位で最低賃金を審議するのではなく、法

で定める3要素、労働者の生計費と賃金と企業の賃金支払い能力で審議をするという原則になっております。ただ、近年は、骨太の方針に配慮した審議を求められており、この骨太の方針の中では「地域間格差の是正を図ること」という内容が盛り込まれております。地域間格差がどれくらいあるのかということを見て審議することは、一応は骨太の方針に配意していることにもなると思います。そういう意味では、周辺地域とか、あるいは全国の中で香川県の最低賃金はどれくらいの格差があるんだということを考慮して審議をするというのは、骨太の方針に配意したものというふうに言えるのかなと思います。

それから、人口の移動という都市圏への移動っていうふうなお話がございましたが、これはまさに最低賃金の差により移動しているっていう根拠は今のところ確認できておりません。内閣府の資料によりますと、進学、就業環境、都会の憧れとか利便性など、様々な要因が挙げられています。ただ、賃金・待遇面で都会のほうが良いとする調査もあるということで、中央の目安小委員会では労側委員から「地域間格差が地方部から都市部へ労働力を流出させる」というご指摘をされているというのは目安小委員会の報告書でお分かりかと思います。一方で、令和3年度の中央最低賃金審議会の目安小委員会に出された資料には「日本では最低賃金の地域間格差が労働者の地域間移動に与える影響を直接検証した実証研究は見られない」と示されており、ここはおそらく意見が分かれるところかなと思います。

それから県民所得のご指摘がございまして、確かに今年度の中央最低賃金審議会で資料が出されていますが、県民所得が香川県は31位ということになっています。徳島より低いというのは、確かにそのとおりなんですけども、この中には香川県より最低賃金の高い福岡や岡山は、香川県より県民所得が低いというふうに出てますので、そういうことから考えますと、最低賃金と県民所得で明確な相関性があるというものではないのかなと考えるところでございます。

データの補足をさせていただきました。以上でございます。

○籠池会長

ありがとうございました。白石委員、よろしいですか。

○白石委員

はい。誤解を招かないように言っておきます。だからといって、審議に先立つて、県に補助金を出してくださいと言うつもりは毛頭ございませんし、補助金が出るという前提で審議をするつもりもありません。

この意見書だけ読ませていただくと、ちょっと誤解している点が多いのではないかなと思いましたので、コメントさせていただいたという次第です。その程度

の扱いで結構です。

○籠池会長

はい。ありがとうございます。そうしましたら、ご意見については以上ということで（1）の議題は以上とさせていただきます。

そうしましたら、議題（2）その他に移らせていただきます。事務局で何かございますか。

○賃金室長

はい。7月15日に開催されました第1回本審におきまして白石委員からご質問のございました、「香川の賃金概況」という資料の中の「短時間労働者の時間給」について、令和5年度の1,182円から令和6年度は2,046円と、1.8倍ぐらい上がっている理由について、確認できた範囲で回答させていただきます。

まず2点訂正がありまして、1回目の時に医師、ドクターの金額が相当入っているとお話ししたんですけど、都道府県別のデータに職種データがありませんので、確認できたのは全国データでありますて、その金額が15,000円でしたので、別途配付資料No.1の下のほうに、男性のところで、1時間当たり所定内給与額が8,537ってあるんですけど、人数703んですけど、かなり時間額が高いですので、この中に医師が相当な割合で入っていると断定できませんので、可能性が高いと訂正させていただきます。

それと、賃金概況資料の7ページに男性3,353と書いていたんですけど、この資料に男性3,355とありますので、3,355と書くつもりで間違って3,353と書いておりますので、こちら訂正させていただきます。

大きく上がった理由なんんですけど、No.2の裏側を見ていただきたいんですけど、裏側の真ん中に令和6年賃金構造基本統計調査とありますて、黄色のところで2,046円と、前年が左側にありますて1,182円ですので、約1.8倍くらい増えているんですけど、この上昇の理由と考えられますのが、下に下がっていただいて、一番右の列に「1時間当たり所定内給与額×労働者数」というのを書いてるんですけど。下から3番目の「医療、福祉」のところが、時間額が3,947、労働者数が30.6ということで、数字が1,206とあるんですが、令和5年の同じところ見ていただきましたら226.36ということで5倍以上上昇しています。右のほうにグラフで産業計と「医療、福祉」が載ってるんですけど、「医療、福祉」がすごく高いんで産業計も押し上げられていると。下側に「医療、福祉」を除いたデータを載せてるんですけど、右のほうに変遷を書いてるんですが、「医療、福祉」を除きますと、前年が1,125円だったのが、令和6年が1,210円ということで、85円ぐらいのアップですので、そんなに不思議な数字じゃないということで。こうい

うことからも令和6年度の香川県の短時間労働者の1時間当たり所定内給与額が、前年から1.8倍ぐらい上がっている理由としましては、「医療、福祉」のデータに医師のデータが相当入ってる可能性があるというふうにご回答させていただきます。

本省の担当部署に確認しましたところ、「偶然性、たまたま」それ以上の回答はいたしかねる。」ということでございましたので、そういうことなので申し訳ないですけど、ご理解よろしくお願ひします。私から以上です。

それと、今後の審議日程についてですが、8月6日（水）13時15分から、第3回本審、そのあと運営小委員会、そのあと第2回県最賃専門部会の3つの会議を本日と同じ北館702会議室において開催する予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○籠池会長

はい、ありがとうございます。ただ今の前回のご質問についてのご回答いただきましたが、白石委員いかがですか。

○白石委員

短時間ありがとうございました。

○三屋委員

いいですか。

○籠池会長

どうぞ。

○三屋委員

情報通信業も同様にして倍増してますよね。令和5年から令和6年の基本統計調査、今、ご指摘された「医療、福祉」のみならず、これもちょっと突出してませんか。これも、問い合わせると先ほどの回答になるのですか。

○賃金室長

と思います。まだ「額×労働者数」が少ないので、全体に与える影響は限定的大とは思いますけど、おっしゃるとおりだと思います。

○籠池会長

はっきりとは分からぬということですかね。

また事務局で、「医療、福祉」以外にどちらはあるみたいですので、原因が分かるようでしたらご報告いただければと思います。そうしましたら、他に意見、ご質問等なければ本日の審議は以上とさせていただきますが、よろしいですかね。

(意見等なし)

○籠池会長

はい。そうしましたら、本日の議題は全て終了いたしました、これ以上何もなければ第2回本審を閉会とさせていただきますが、よろしいですかね。

(意見等なし)

○籠池会長

はい。ありがとうございました。そうしましたら、閉会とさせていただきます。

——了——